

お知らせ

米沢市消費生活センターからの情報です。



令和7年 5月21日

5月は「消費者月間」です

<消費者月間とは>

昭和43年5月に施行された「消費者保護基本法（現在は消費者基本法）」の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

<令和7年度「消費者月間」全国統一テーマ>

「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 ～どのグリーンにする？～」



令和7年度消費者月間ポスター

「グリーン志向消費者」とは、自身の消費行動の中で環境に配慮された商品・サービス、環境問題に取り組む企業の製品を選択し、よりよい社会の実現を目指す消費者のことです。

毎年のように地球温暖化による記録的な大雨や高温など異常気象の影響による災害が発生しています。地球温暖化の責任はほぼ全面的に私たち人類にあると言われており、日々の行動を見直していくことが不可欠となっています。

かけがえのない地球を守り、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくために、どんな消費行動が地球環境にとって良い行動なのか、自身の消費行動を振り返ったり、考えたり、話し合ったりする機会を作ってみませんか。

米沢市消費生活センターの消費者月間の取り組み



消費者月間パネル展

令和7年5月19日（月）～23日（金）

市役所1階市民ホール

この機会に「グリーン志向消費」について考えてみましょう

「定期縛りなし」の広告は**定期契約**です！

通信販売での「定期購入」に関する相談が引き続き多く寄せられています。化粧品を購入したという女性からの相談だけでなく、最近では男性から、育毛剤や電子タバコ、精力増進サプリメントを注文したら定期購入だったという相談が増えています。



スマホで動画を見ていたら、育毛剤の広告が出た。「定期縛りなし」とあったので、1回のみかと思い注文したが2回目が届いた。



「定期縛りなし」という表示は「1回限り」という意味ではなく、「いつでも解約できる**定期購入**」の可能性が高く注意が必要です。注文の際に必ず「**最終確認画面**」で、**定期購入が条件となっていないか、2回目以降の料金や解約方法を確認**しましょう。その際「**最終確認画面**」を**スクリーンショットで保存**しておくことが大切です。スクリーンショットの操作方法は機種によって異なります。スマホの販売店などに問い合わせるか、公式ホームページなどで確認してください。

「最終確認画面」チェックリスト

インターネット通販では、申込み前に「**最終確認画面**」をスクロールして契約条件を最後まで必ず確認してください！

※注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時にも**契約内容が変更されていないか再度しっかり確認**しましょう

- ✓ **定期購入が条件**になっていませんか？
- ✓ (定期購入が条件になっている場合) **継続期間や購入回数**が決められていませんか？
- ✓ **支払うことになる総額**はいくらですか？
- ✓ 解約の際の**連絡手段**を確認しましたか？
- ✓ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、**返品特約や解約条件**を確認しましたか？
- ✓ **お届け予定日**や、**利用規約**の内容を確認しましたか？

※上記の契約条件が記載されている画面は**スクリーンショットで保存**しましょう。

おかしいなと思ったら、どうしてもわからないなど一人で悩まず早めにご相談ください。情報提供も受け付けております。

米沢市消費生活センター

市役所内

知ろう レッツゴーにっこり

相談直通電話 40-0525

相談受付時間(市役所開庁日) 午前8時30分～午後5時

相談してケロー！

